

令和4年産国内産農産物の銘柄設定等意見聴取会議事録

1 開催日時：令和3年12月8日（水） 13：30～14：30

2 開催場所：関東農政局千葉県拠点本千葉庁舎別館2階大会議室

3 出席者：

(行政機関)	千葉県農林水産部 生産振興課 農産班 主事	中島 聡
(学識経験者)	千葉県農林総合研究センター水稲・畑地園芸研究所 畑地利用研究室 研究員	奥畑 徹之
(関係機関)	千葉県 JA 農産物検査連絡協議会 会長	伊藤 和也
	全国農業協同組合連合会千葉県本部米穀部米穀特産事業企画課	仲井 陽平
	全国農業協同組合連合会千葉県本部米穀部米穀推進課	高橋 智宏
	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構作物研究部門 畑作物先端育種研究領域畑作物先端育種グループ 主席研究員	塔野岡卓司
	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構作物研究部門 畑作物先端育種研究領域畑作物先端育種グループ 主任研究員	高橋 飛鳥
(申請者)	農事組合法人アグリささと 代表理事	堀越 健一
(登録検査機関)	ちばみどり農業協同組合南条出張所 係長	伊藤 光宏
(関東農政局)	関東農政局生産部生産振興課 検査技術指導官	磯 英勝
	関東農政局生産部生産振興課 主任農政業務管理官	柿沼 博
	関東農政局千葉県拠点 主任農政業務管理官	押田 義秀
	関東農政局千葉県拠点 行政専門員	長谷川達実

4 議事

司会：長谷川

只今から令和4年産国内産農産物の銘柄設定等意見聴取会を開催いたします。

司会を務めます関東農政局千葉県拠点の長谷川と申します。よろしく願いいたします。

はじめにお断りをおきますが、本意見聴取会における結果について、議事録又は議事要旨を作成し、関東農政局ホームページに公表いたします。

そのため、ご発言内容を録音させていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

なお、議事録又は議事要旨を公表する前に内容をご確認されたい方がありましたら、後ほど申し出て下さい。

また、今般のコロナ禍の状況を踏まえ、滞在時間等に配慮をしつつ、本聴取会を取り進めていきたいと考えておりますので、ご協力願います。

続いて、皆さんのお手元に配布した資料を確認したいと思います。

(別途資料の確認)

意見聴取会開催に当たりまして、関東農政局生産部生産振興課の磯検査技術指導官より挨拶を申し上げます。お願いします。

関東農政局：磯

(あいさつ)

司会：長谷川

本日の意見聴取会を円滑に進めるために座長を選出します。また、議事録又は議事要旨を作成するために書記も選出したいのですが、座長及び書記の選出について、事務局にご一任いただければと思いますが、いかがでしょうか。

出席者一同

異議なし。

司会：長谷川

座長に関東農政局生産部生産振興課磯検査技術指導官を、関東農政局千葉県拠点の押田主任農政業務管理官を書記として議事を進めたいと思いますので、よろしくお願いします。

座長：磯

只今、座長の指名を受けました関東農政局生産部生産振興課の磯です。円滑な議事の進行につきまして、皆様のご協力をいただきますようよろしくお願いします。

それでは、次第4の(1)「趣旨説明」について、事務局から説明願います。

【(1) 趣旨説明】

事務局：柿沼

(農産物検査に関する基本要領の抜粋に基づき趣旨説明)

令和4年産国内産農産物の銘柄設定等の手続については、関東農政局ホームページに掲載し、令和3年10月1日から10月29日の間に銘柄設定等の要望について受付を行いました。その結果、産地品種銘柄の選択銘柄として、農事組合法人アグリささもと様から普通小粒大麦の「きはだもち」についての設定申請がありました。

意見聴取会には、申請者にご同席いただいて、後ほど、申請者から申請理由等をご説明させていただきます。

本日の意見聴取の結果、銘柄の設定等について申請する必要が認められた場合には、農林水産省農産局長へ申請することといたします。農産局長は、申請に基づき銘柄の設定の必要があると認めた場合には、農林水産大臣が行う農産物規格規程の改正の手続きを行います。農産物規格規程改正の事務手続きは、来年3月末までに行われ、その後農林水産省告示として官報に掲載されます。

【(2) 銘柄設定等の申請について】

座長：磯

次第4の(2)「銘柄設定等の申請について」です。

普通小粒大麦の「きはだもち」の申請につきまして、申請者である農事組合法人アグリささもとの堀越様から、申請書に基づき説明をお願いします。

農事組合法人アグリささもと：堀越

（「きはだもち」の申請内容について、銘柄の設定等申請書に基づき説明）

座長：磯

続きまして、登録検査機関であるちばみどり農業協同組合の伊藤様から、様式1－4号に沿って品種鑑定上の特徴等について、説明をお願いします。

ちばみどり農業協同組合：伊藤

（「きはだもち」の品種鑑定上の特徴について、銘柄の設定等申請書（銘柄鑑定に関する事項）に基づき説明）

座長：磯

本日は、「きはだもち」の育種者である、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）の塔野岡様がお見えになっておりますので、「きはだもち」の品種の特性等につきまして補足がありましたらお願いします。

農研機構：塔野岡

「きはだもち」は、収量が多い、病気に強いと言う特徴がありまして、このあたりは生産者にとっても非常にメリットになる品種だと思います。また、加工利用する上では水溶性食物繊維βグルカンが多い、もち性大麦でも多いということで、実需者、消費者にとっても非常にメリットのある品種ということです。現在、アグリささもとさんが主に自家加工販売ということで生産されておられます。加工品はふるさと納税の返礼品、或いは地元直売所での販売ということをされておられて、非常に好調と伺っております。今後6次産業化の推進と言う意味でもこの品種を銘柄として設定していただければ、この品種の今後の更なる普及の弾みになると思いますので、よろしくをお願いします。

座長：磯

続きまして、次第4の（3）「銘柄設定等に対する意見聴取について」に移ります。関東農政局では、申請内容及び意見聴取会の日程をホームページに掲載し、11月17日から11月30日の間、意見を募集しました。その結果について事務局よりお願いします。

事務局：柿沼

意見募集につきましては、関東農政局ホームページで募集したところ意見はございませんでしたので、この場にお集まりの皆様から、意見をお聞きします。

次に、現物の試料を用意しておりますので実際に銘柄鑑定ができるか、銘柄鑑定にあたり疑問点はないか等、確認願います。

座長：磯

只今、事務局から現物の試料を確認し、意見を聞きたい旨の提案がありましたので、展示している現物を確認していただきたいと思いますが、まずは試料の産地の確認をします。

農事組合法人アグリささもとの堀越様。「きはだもち」試料の生産地は千葉県のどこの地域になりますか。

農事組合法人アグリささもと：堀越

生産地は、千葉県山武郡横芝光町になります。九十九里海岸の中央部くらいです。

座長：磯

それでは現物試料の確認をお願いします。確認にあたり、展示されている試料が申請書（様式1-4）に記載されている特徴が出ており銘柄鑑定ができるか、検査規格規程の規格に当てはまるかどうか確認をしていただきたいと思います。試料は窓側の後ろに展示してあります。

〔展示してある現物の試料の確認（約15分）〕

【（3）銘柄設定等に対する意見聴取】

座長：磯

それでは現物の試料も確認いただきましたので、銘柄設定に対する意見聴取に移ります。発言する際は所属とお名前を述べてからお願いします。

展示品を確認いただいた結果、品種の特徴が出ており銘柄鑑定ができるか、農産物検査の規格規程に照らし、普通小粒大麦の規格に当てはまるかについて、お伺いします。

まず、千葉県JA農産物検査連絡協議会の伊藤様、いかがですか。

千葉県JA農産物検査連絡協議会：伊藤

特徴ですけど、先程の資料にありましてとおり、形状、色沢が出ており銘柄鑑定上問題ないと思います。また検査基準につきましても規格に当てはまると思います。

座長：磯

全農千葉県本部の仲井様、いかがですか。

全農千葉県本部：仲井

確認した結果、銘柄鑑定等問題はないと思います、また、規格にあてはまるかについても検査規格に当てはまると思います。

座長：磯

全農千葉県本部の高橋様、いかがですか。

全農千葉県本部：高橋

サンプルを見させていただいて、特徴はわかりやすいですね、銘柄鑑定問題ないと思います。規格規程に関しても問題ないと思います。

座長：磯

ちばみどり農業協同組合の伊藤様、いかがですか。

ちばみどり農業協同組合：伊藤

試料を見させていただいて、特徴が出ており銘柄鑑定の方問題ないと思います。規格規程についても問題ないと思います。

座長：磯

「きはだもち」について、銘柄鑑定は可能であること、農産物規格規程に定める品位規格の適用が可能であるとの見解をいただきました。

それでは、「きはだもち」の銘柄設定に対する意見聴取ということで皆様から意見、質問を伺いたいと思います。何かございますか。

座長：磯

意見、質問がないようですので、私の方から何点かお聞きします。

まず、農事組合法人アグリささもとの堀越様に伺います。令和3年産の「きはだもち」の品質及び検査結果を教えてください。また、収量はどのくらいか教えてください。

農事組合法人アグリささもと：堀越

今年産は、1.6ha作付けして、8.7トンを生産、全量をちばみどり農協で検査、全量1等となっています。単収は537kgです。

座長：磯

今後の作付け等の計画につきまして教えてください。

農事組合法人アグリささもと：堀越

来年度の作付けは1.2haを予定しています。

座長：磯

1.2haでは、今年度の1.6haより減少するのですね。

農事組合法人アグリささもと：堀越

毎年度の在庫を確認しながら自家精麦販売しておりますので、在庫との兼ね合いで年ごとの変動は多少あります。

座長：磯

4年産以降、作付けに見合った種子の確保は大丈夫でしょうか。申請書に種子は農研機構さんから購入と記載されていますが、今後も農研機構さんから購入するのですか。

農事組合法人アグリささもと：堀越

今年も農研機構さんから購入しており、契約に基づいて購入して作付していきたいと思っております。

座長：磯

農産物検査を行う予定の登録検査機関はちばみどり農業協同組合となっておりますが、ほかに農産物検査を行う予定の登録検査機関はありますか。

農事組合法人アグリささと：堀越

今後ちばみどり農業協同組合にお願いすることとしています。

座長：磯

ちばみどり農業協同組合の伊藤様にお伺いいたします。今までに「きはだもち」を検査するにあたって何か特徴的なところはありましたか。

ちばみどり農業協同組合：伊藤

大麦の検査自体こちらのものだけなのですが、特に問題になっていないです。被害粒などもなく見させていただきました。

座長：磯

農事組合法人アグリささとの堀越様。「きはだもち」の精麦、加工、販売等の流通について、どのようにお考えになっているのかお聞かせ下さい。

農事組合法人アグリささと：堀越

今のところロット数も少ないですし大口の販売先がないもので、自分の所で精麦機を購入して精麦をして、町で行っていますふるさと納税の返礼品として販売しているのと、あとは直売所、それと町内の給食センターの給食に混ぜていただいて子ども達に食べていただいている。まあ、学校給食センターの給食では米飯給食の時に、玄米入りのお米を出していたのですが、玄米よりももち麦の方が食物繊維も多いですし、その辺でどうでしょうかと働きかけましたところ、定期的に入れていただいているのが現状です。

座長：磯

千葉県農林総合研究センターの奥畑様に伺います。「きはだもち」を栽培する上で特に注意すること等、情報をお持ちでしたらお願いします。

千葉県農林総合研究センター：奥畑

「きはだもち」の特徴を見させていただいて、赤カビ病が抵抗性弱ということで、千葉県では今年も赤カビの発生が確認されておりますので、赤カビ病防除の対策をしっかりと講じることが栽培上気を付けるべきことではないかと考えております。

情報としましては、今年度当研究室の方で形になるのですが、「きはだもち」の栽培をさせていただきまして、特徴どおり収量はカシマムギと比べて3割程多いという状況でありまして、収量に関してはとても優れている品種であるという形でも確認されています。耐病性について、今年あまり試

験圃場では出なかったもので、比較は出来なかったのでその評価はできません。

座長：磯

千葉県農林水産部 生産振興課の中島様に伺います。申請書に記載されておりますが、ふるさと納税の返礼品に使用しているとのことですが、「きはだもち」について生産振興をする立場からご意見等ありますか。

千葉県農林水産部生産振興課：中島

当方の立場としましては、以前から栽培の事例については把握しておりまして、今後もそのことについては注視していくこととしております。

座長：磯

千葉県JA農産物検査協議会の伊藤様、何かありますか。

千葉県JA農産物検査協議会：伊藤

特にありません。

座長：磯

全農千葉県本部の仲井様、何かありますか。

全農千葉県本部：仲井

特にありません。

座長：磯

銘柄設定等に対する意見聴取について、他にご意見、ご質問はございませんか。

なければ、意見の取りまとめを行いたいと思います。資料1「農産物検査に関する基本要領」の2ページをご覧ください。

銘柄設定の要件については6項目あり、その要件について確認させていただきました。配付してあります基本要領の2に銘柄設定の要件として(1)から(6)まであり、その要件を全て満たした場合に、銘柄として新たに設定することができるとあります。

- (1) 農産物検査において、銘柄の鑑定が可能であること、
こちらは、可能であるのご意見をいただきました。
- (2) 品種銘柄及び産地品種銘柄は、農産物規格規程に定める品位規格の適用が可能であること、
こちらについても可能であるご意見をいただいたところです。
- (3) 品種銘柄及び産地品種銘柄は、当該品種が、種苗法第19条に規定する育成者権の侵害行為を組成するものでないこと、
このことについても侵害の行為をするものではないということを確認しております。
- (4) 複数の品種を一つの品種群について品種銘柄又は産地品種銘柄として設定する場合は、品種特性、品質の観点から、品種群として同一の銘柄とすることが適当であること、

こちらについては今回該当しません。

(5) 品種銘柄及び産地品種銘柄については、当該品種に係る銘柄検査を行う1以上の登録検査機関の見込みがあること、

こちらは申請書に記載のある登録検査機関、ちばみどり農業協同組合が検査を行う予定であると確認しております。

(6) 大豆の産地品種銘柄については、品種特性の粒の大きさを踏まえたものであること、こちらについては今回該当しません。

銘柄設定の申請について要件を満たしていると言えますが、皆様の中でご異議がある方はいらっしゃいますか。

皆様ご異議がないとのことですので、新たな銘柄として申請のありました「きはだもち」について、基本要領に記載されている要件(1)、(2)、(3)、(5)を満たしており、新たな銘柄として設定することが妥当であるという結論に達しましたので、設定に向けての手続きを進めてまいります。

次第5の「その他」ですが、事務局から何かありますか。

事務局：柿沼

ございません。

座長：磯

次第6の「座長及び書記の解任」です。

皆様のご協力によりスムーズな進行ができました。本日もご検討いただきました設定の申請につきましては、今後、関東農政局から農林水産省農産局長へ申請の手続きを行ってまいります。本日は大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

司会：長谷川

これもちまして令和4年産国内産農産物の銘柄設定等意見聴取会を終了いたします。

ご協力ありがとうございました。